

組織運営規程を次のように定める。

平成16年4月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 北原保雄

組織運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号。以下「機構法」という。）その他の関係法令の定めるところに従い、機構がその目的を実現するよう、機構の組織編成及びその運営に関する基本方針を明らかにするとともに、基本的な組織編成を定めることを目的とする。

(組織編成及び運営の基本方針)

第2条 機構の組織編成及びその運営については、学生等の生活の実態や高等教育の状況、内外の社会経済情勢等に対応して、組織が機構全体としてその目的を実現していくよう各組織相互の連携調整及び全体の統括が確保されるものとし、その在り方は常に見直していくものとする。

2 機構の組織編成及びその運営に当たり、我が国の高等教育に関する環境や学生等の状況、内外の社会情勢等に対応するため、関係分野の有識者をはじめとする機構内外の様々な知見を積極的かつ有効に活用するものとする。

第2章 役員

(理事の職務)

第3条 理事は、理事長の命ずるところに従い、理事長を補佐するため、担当事項に係る内部組織（第4章の規定により設置される組織をいう。以下同じ。）及び特別な組織（第4章の2の規定により設置される組織をいう。以下同じ。）を指揮監督して当該事項を処理するとともに、機構の運営及び業務の実施に関する企画立案に参画する。

(理事長代理)

第3条の2 機構に理事長代理を置き、理事をもって充てる。

2 理事長代理は、理事長の命ずるところに従い、機構の業務を総括整理するとともに、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員となったときはその職務を行う。

(理事会)

第3条の3 機構に理事会を置く。

2 理事会は、理事長、理事長代理及び理事で組織する。

3 前2項に定めるもののほか、理事会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(監事の職務の補助)

第4条 監事は、通則法及び機構法に基づく職務を遂行するため必要がある場合には、あらかじめ又は必要に応じ理事長と協議の上、機構の関係組織を指揮して、監事の職務を補助させることができるものとする。

2 前項の規定に基づき監事の職務を補助する組織は、当該補助事務の処理に関しては監事以外の指揮を受けないものとする。

第3章 運営評議会等

(運営評議会)

第5条 機構に、運営評議会を置く。

2 運営評議会は、理事長の求めに応じて、中期計画に係る企画立案その他の機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について、審議を行い、理事長に助言する。

3 運営評議会の委員は理事長が委嘱する。

4 前3項に定めるもののほか、運営評議会の構成及び運営に関する事項その他必要な事項は、理事長が別に定める。

(監事事務局)

第5条の2 機構に、監事事務局を置く。

2 監事事務局は、監事の命ずるところに従い、監事を補佐し、監事が行う監査を補助するとともに、監事の事務を整理する。

3 前2項に定めるもののほか、監事事務局の組織及び運営に関する事項その他必要な事項は、理事長が監事と協議の上、別に定める。

(経営管理会議)

第5条の3 機構に、経営管理会議を置く。

2 経営管理会議は、機構の重要な方針及び施策並びに内部統制に係る取組に関し、実施状況の把握、検討及び審議を行うとともに、内部統制を推進する。

3 前2項に定めるもののほか、経営管理会議の組織及び運営に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

(リスク管理委員会)

第5条の4 機構に、リスク管理委員会を置く。

2 リスク管理委員会は、機構のリスク管理に係る取組の検討、審議を行うとともに、リスク管理を推進する。

3 前2項に定めるもののほか、リスク管理委員会の組織及び運営に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

第4章 内部組織

(内部組織の設置)

第6条 機構に、前章の規定によるもののほか、次の11部、1センター及び支部を置く。

- (1) 政策企画部
- (2) 総務部
- (3) 財務部
- (4) 情報部
- (5) 奨学事業戦略部
- (6) 奨学事業支援部
- (7) 貸与・給付部
- (8) 返還部
- (9) グローバル人材育成部
- (10) 留学生事業部
- (11) 学生生活部
- (12) 日本語教育センター

第7条 削除

(政策企画部)

第8条 政策企画部は、機構の運営及び業務の実施に係る重要事項の企画立案に関すること、中期計画及び年度計画に関すること、内部統制及びリスク管理の総括に関すること、評価分析に関すること、業務方法書及び規程に関すること、機構における調査分析の総括に関すること、広報に関すること、寄附金（グローバル人材育成部の所掌に属するものを除く。）に関すること、個人情報保護の総括に関すること、情報公開に関すること、理事長が特に命じたことその他の機構の運営及び業務の実施に関する政策企画立案関係事務の処理を分掌する。

2 政策企画部に次の2課を置き、部の事務をそれぞれ次のように分掌させるものとする。

(1) 総合計画課

- ア 機構の運営及び業務の実施に関する基本方針その他の重要事項の企画立案に関すること。
- イ 中期計画及び年度計画の策定に関すること。
- ウ 中期計画及び年度計画の進捗管理に関すること。
- エ 中期計画及び年度計画の実施に係る総合調整に関すること。
- オ 機構の内部統制及びリスク管理の総括に関すること。
- カ 機構の運営及び業務の実施に関する評価分析に関すること。
- キ 業務方法書、規程及び細則の制定及び改廃の総合調整に関すること。
- ク 登記その他の法令等に基づく手続（他の部等の所掌事務に関する手続の処理を除く。）に関すること。

- ケ 運営評議会に関すること。
- コ 機構における調査分析の総括に関すること。
- サ 個人情報保護の総括に関すること（広報課の所掌する事務を除く。）。
- シ この部の他の課の所掌に属さない事務に関すること。

(2) 広報課

- ア 広報及び広聴に関すること。
- イ ホームページの管理・運営に関すること。
- ウ 寄附金の募集及び寄附金を活用した事業の実施に関すること。
- エ 保有個人情報の開示，訂正及び利用停止請求並びに個人情報の取扱いに関する苦情相談に関すること。
- オ 情報公開に関すること。

3 広報課に寄附金室を置き，前項第2号ウの事務を分掌させるものとする。

（総務部）

第9条 総務部は，文書及び公印に関すること，人事に関すること，公益通報に関すること，職員の福利厚生に関することその他の機構の管理運営に関する総務関係事務及び審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるものを除く。）をいう。以下同じ。）に関する事務の処理を分掌する。

2 総務部に次の2課を置き，部の事務をそれぞれ次のように分掌させるものとする。

(1) 総務課

- ア 役員の秘書に関すること。
- イ 公印の制定及び保管に関すること。
- ウ 文書類の受付，発送及び法人文書の管理（情報管理課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- エ 機構の事務所の管理（施設整備推進室の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- オ 非常事態への対応に関すること。
- カ 審査請求（貸与・給付部の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- キ 他の部等及びこの部の他の課の所掌に属さない事務に関すること。

(2) 人事課

- ア 理事の任免及び役員の報酬等に関すること。
- イ 職員の任免，給与，研修，服務，分限，懲戒，表彰その他の人事に関すること。
- ウ 労働組合に関すること。
- エ 客員研究員に関すること。
- オ 福利厚生及び安全衛生に関すること。
- カ 社会保険に関すること。

キ 借上宿舍に関すること。

ク 公益通報の総括に関すること。

(財務部)

第10条 財務部は、機構の予算及び決算に関すること、取引及び経理に関すること、日本学生支援債券に関することその他の機構の財務関係事務並びに施設整備に関する事務の処理を分掌する。

2 財務部に次の3課を置き、部の事務をそれぞれ次のように分掌させるものとする。

(1) 主計課

ア 予算及び決算に関すること。

イ 予算の実行計画の作成及び配分に関すること。

ウ 運営費交付金、借入金（資金管理課の所掌に属するものを除く。）、育英資金返還免除等補助金及び学資支給基金に係る補助金に関すること。

エ 政府交付金及び独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）附則第11条の2に基づく資金の支給業務に関すること。

オ 会計検査院の計算証明に関すること。

カ 会計事務の総合調整に関すること。

キ この部の他の課の所掌に属さない事務に関すること。

(2) 経理課

ア 取引及び経理に関すること。

イ 資産（奨学金に係る債権を除く。）の管理に関すること。

ウ 売買、賃貸借、請負その他の契約（資金管理課の所掌に属するもの及び施設整備に関するものを除く。）及びその履行の監督、検査に関すること。

エ 現金及び有価証券等の出納保管に関すること。

オ 余裕金の運用に関すること。

カ 奨学金の振込及び返還金の受付に関すること。

キ 金融機関との連絡調整に関すること。

ク 施設整備に係る企画及び立案に関すること。

ケ 施設整備に係る工事の設計及び積算に関すること。

コ 施設整備に係る工事の契約、施工監理及び検査に関すること。

サ 施設等の維持及び保全の指導・助言等に関すること。

シ 市谷事務所の庁舎営繕及び設備点検等庁舎管理に関すること。

ス その他施設整備に関すること。

(3) 資金管理課

ア 第一種奨学金及び第二種奨学金に係る借入金に関すること。

イ 第一種奨学金（財政融資資金活用分に限る。）及び第二種奨学金に係る予算及び財政投融资計画に関すること。

ウ 第一種奨学金（財政融資資金活用分に限る。）及び第二種奨学金に係る政府補給金に関すること。

エ 日本学生支援債券の発行及び償還に関すること。

オ 第一種奨学金（財政融資資金活用分に限る。）及び第二種奨学金の資金調達に係る契約及びその履行の監督、検査に関すること。

カ 財政融資資金本省資金融通先等実地監査に係る連絡調整に関すること。

3 経理課に施設整備推進室を置き、前項第2号クからスまでの事務を分掌させるものとする。

（情報部）

第11条 情報部は、機構の業務に資する情報システムの企画立案、調達、運用、管理及び保守に関する事務、その他機構の情報システムに関する事務を分掌する。

2 情報部に品質管理室を置き、部の事務のうち情報システムの開発、運用及び保守に関する品質管理を所掌させるものとする。

3 情報部に次の2課を置き、部の事務（品質管理室の所掌に属する事務を除く。）をそれぞれ次のように分掌させるものとする。

（1）情報管理課

ア 情報システム機器の運用に関すること。

イ 情報システム機器の保守に関すること。

ウ 情報システムの運用及び資産管理に関すること。

エ 情報セキュリティ対策の情報収集、企画立案及び導入に関すること。

オ この部の他の課の所掌に属さない事務に関すること。

（2）システム企画課

ア 情報システム開発の情報収集及び企画立案に関すること。

イ 情報システム開発の調達に関すること。

ウ 情報システム開発の管理に関すること。

エ 情報システムの保守（情報管理課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

（奨学事業戦略部）

第12条 奨学事業戦略部は、奨学事業支援部、貸与・給付部、返還部の所掌に属する奨学金事業を総括し、事業の円滑な実施を推進するため、奨学金事業に係る戦略の企画立案に関すること、将来計画の策定に関すること、予算案の調整に関すること、重要事項の企画立案に関すること、業務実施方法の改善に関すること、業務の進捗状況の管理に関する事務、奨学金の貸与及び給付並びに回収に係る現行制度に基づく将来推計並びに計数管理に関することその他の奨学金事業関係事務（総務部、奨学事業支援部、貸与・給付部及び返還部の所掌に属するものを除く。）の処理を分掌する。

2 奨学事業戦略部に次の2課を置き、部の事務をそれぞれ次のように分掌させるものとする。

（1）奨学事業総務課

ア 奨学金事業の総括に関すること。

- イ 奨学金事業に係る情報提供に関すること。
- ウ 奨学金事業に係る業務実施方法の改善に関すること。
- エ 奨学金事業に係る業務の進捗状況の管理に関すること。
- オ スカラシップ・アドバイザーの派遣に関すること。
- カ 奨学金事業に係る大学等関係機関との連絡及び調整（貸与・給付部の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- キ この部の他の課の所掌に属さない事務に関すること。

(2) 奨学事業戦略課

- ア 奨学金事業の戦略の企画立案に関すること。
- イ 奨学金事業に係る将来計画の策定に関すること。
- ウ 奨学金事業に係る予算案の調整に関すること。
- エ 奨学金事業に係る重要事項の企画立案に関すること。
- オ 奨学金の貸与及び給付並びに回収に係る現行制度に基づく将来推計並びに計数管理に関すること。
- カ 奨学生採用実施計画の策定に関すること。
- キ 奨学金に係る債権の自己査定に関すること。

(奨学事業支援部)

第12条の2 奨学事業支援部は、他の部における奨学金事業の効率的な実施を支援するため、一元処理に適した基盤業務及び相談業務に関する事務の処理を分掌する。

2 奨学事業支援部に次の2課を置き、部の事務をそれぞれ次のように分掌させるものとする。

(1) 基盤業務課

- ア 返還誓約書等の管理に関すること。
- イ 奨学生等及び返還者等に係る個人番号関係書類の収集、利用及び管理（返還部の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- ウ 住所並びに連帯保証人及び保証人等返還者の基本情報に係る管理及び調査に関すること。
- エ 口座振替による返還及び返還の完了に係る事務に関すること。
- オ 奨学金の返還期限猶予（在学を証する所定の書類等によるものに限る。）の処理に関すること。
- カ 奨学金の繰上返還に関する事務の処理に関すること。
- キ この部の他の課の所掌に属さない事務に関すること。

(2) 相談課

奨学金に係る相談への対応（返還部及び支部の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(貸与・給付部)

第12条の3 貸与・給付部は、奨学生の採用及び異動等並びに奨学金の返還免除（在学中の特に優れた業績によるものに限る。以下この条において同じ。）

に関する事務の処理を分掌する。

2 貸与・給付部に次の4課を置き、部の事務をそれぞれ次のように分掌させるものとする。

(1) 貸与・給付総務課

- ア この部の所掌する業務の総括に関すること。
- イ 奨学生の採用及び異動等並びに奨学金の返還免除に係る企画立案に関すること。
- ウ 大学等に対して行う奨学生への返還指導の依頼に関すること。
- エ 奨学金の返還免除及び当該返還免除に申請中であることを事由とする返還期限猶予に関すること。
- オ 奨学生の機関保証制度に係る保証料の代理徴収等に関すること。
- カ 学校情報の収集、登録及び管理に関すること。
- キ 奨学生の推薦依頼、この課の所掌する業務に係る学校に対する連絡及び指導並びにこの部の所掌する業務に係る学校に対する連絡並びに指導の総括に関すること。
- ク この部の他の課の所掌に属さない事務に関すること。

(2) 採用課

- ア 奨学生の採用（特別採用課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- イ 進学予定者（特別採用課の所掌に属するものを除く。）に係る採用候補者の決定に関すること。
- ウ 審査請求（処分庁としての業務のうちこの課の所掌する業務に関するものに限る。）に関すること。
- エ この課の所掌する業務に係る学校に対する連絡及び指導に関すること。
- オ この課の所掌する事務により不当利得となった支給済給付奨学金に係る支給期間中の返金指導に関すること。

(3) 特別採用課

- ア 家計急変事由による奨学生の採用に関すること。
- イ 家計急変事由による給付奨学金の支給額の見直し（支給額算定基準額の算定にあたって、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号）第40条第2項の適用を受けるものに限る。）に関すること。
- ウ 外国の大学及び大学院に在学する奨学生の採用に関すること。
- エ 外国の大学及び大学院への進学予定者に係る採用候補者の決定に関すること。
- オ 外国の大学及び大学院に在学する奨学生の異動及び補導に関すること。
- カ 審査請求（処分庁としての業務のうちこの課の所掌する業務に関するものに限る。）に関すること。
- キ この課の所掌する業務に係る学校に対する連絡及び指導に関すること。
- ク この課の所掌する事務により不当利得となった支給済給付奨学金に係

る支給期間中の返金指導に關すること。

(4) 奨学指導課

ア 奨学生の異動及び補導（特別採用課の所掌に属するものを除く。）に關すること。

イ 返還誓約書等（返還促進課の所掌に属するものを除く。）の徴取及び審査に關すること。

ウ 貸与中の奨学生の連帯保証人及び保証人等に係る變更に關すること。

エ 機構法第17条の4第1項の規定に基づく徴収額の決定及び通知に關すること。

オ 審査請求（処分庁としての業務のうちこの課の所掌する業務に關するものに限る。）に關すること。

カ この課の所掌する業務に係る学校に対する連絡及び指導に關すること。

キ この課の所掌する事務により不当利得となった支給済給付奨学金に係る支給期間中の返金指導に關すること。

（返還部）

第12条の4 返還部は、返還請求（奨学事業支援部及び支部の所掌に属するものを除く。）、返還免除（在学中の特に優れた業績によるものを除く。次項第1号イにおいて同じ。）、法的処理、債務整理及び債権の償却、機関保証並びに支部が実施する法的処理の監督及び支部との連絡調整等に關する事務の処理を分掌する。

2 返還部に次の5課を置き、部の事務をそれぞれ次のように分掌させるものとする。

(1) 返還総務課

ア この部の所掌する業務の総括に關すること。

イ 返還金回収業務及び返還免除に係る企画立案に關すること。

ウ 奨学金に係る法的処理の実施計画の策定に關すること。

エ 奨学金に係る償却予定債権の選定に關すること。

オ 死亡又は精神若しくは身体の障害による奨学金の返還免除に關すること。

カ 教育又は研究の職に係る奨学金の返還免除に關すること。

キ この部の他の課の所掌に属さない事務に關すること。

(2) 返還促進課

ア 奨学金の返還請求等（不当利得となった支給済給付奨学金の返金請求等を含む。ただし、奨学事業支援部、法務課、機関保証業務課及び支部の所掌に属するものを除く。）に關すること。

イ 奨学金の返還に係る相談（返還金回収業務委託の対象者に關するものに限る。）への対応に關すること。

ウ 返還方法の變更（奨学事業支援部、減額・猶予課、法務課、機関保証業務課及び支部の所掌に属するものを除く。）に關すること。

エ 個人信用情報機関への個人信用情報の登録に関すること。

オ 返還誓約書（給付奨学金に関するものに限る。）の徴取及び審査に関すること。

(3) 減額・猶予課

ア 奨学金の減額返還及び返還期限猶予（奨学事業支援部及び貸与・給付部の所掌に属するものを除く。）に関すること。

イ 奨学金の減額返還及び返還期限猶予に係る手続に必要な個人番号関係書類の収集、利用及び管理（個人番号関係書類の保管を除く。）に関すること。

(4) 法務課

ア 奨学金に係る法的処理の実施（支部の所掌に属するものを除く。）及び進捗管理並びに支部が実施する法的処理の監督及び支部との連絡調整に関すること。

イ 債務整理に関すること。

ウ 奨学金に係る回収不能債権の償却（返還総務課及び支部の所掌に属するものを除く。）に関すること。

エ 機構法第17条の4第1項の規定に基づく徴収（貸与・給付部の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(5) 機関保証業務課

ア 機関保証制度の運用に関すること。

イ 代位弁済請求に係る要件具備に関すること。

第13条 削除

（グローバル人材育成部）

第13条の2 グローバル人材育成部は、グローバル人材育成のため、官民協働海外留学支援制度に係る企画立案及び運営に関する業務を分掌する。

2 グローバル人材育成部に次の2課を置き、部の事務をそれぞれ次のように分掌させるものとする。

(1) グローバル人材育成企画課

ア 官民協働海外留学支援制度に係る業務の実施方法の改善に関する調整及び調査研究に関すること。

イ 官民協働海外留学支援制度に係る業務の将来推計等に関すること。

ウ 官民協働海外留学支援制度に係る広報並びに学生の募集及び選考に関すること。

エ 官民協働海外留学支援制度に係る事前及び事後の研修に関すること。

オ その他官民協働海外留学支援制度の運営に関すること。

カ グローバル人材育成本部の所掌する事業の統括に関する企画立案及び調整に関すること。

キ この部の他の課の所掌に属さない事務に関すること。

(2) 民間資金課

ア 官民協働海外留学支援制度に係る寄附金に関すること。

イ 官民協働海外留学支援制度に係る奨学金の給付に関すること。

(留学生事業部)

第14条 留学生事業部は、留学生支援に係る戦略の企画立案に関すること、業務の実施方法に関すること、国際交流の拠点としての事業に関すること、日本への留学の推進のための方策に関すること、留学生等に対する学資の支給等に関すること、留学生等と日本人学生等との交流事業の実施に関すること、東京国際交流館に関すること、兵庫国際交流会館に関すること（日本語教育センターの所掌に属するものを除く。）、日本留学試験に関すること、留学に関する情報の収集及び提供に関することその他の留学生支援関係事務の処理を分掌する。

2 留学生事業部に、次の7課を置き、部の事務をそれぞれ次のように分掌させるものとする。

(1) 留学生事業計画課

ア 機構の留学生支援事業に係る戦略の企画立案（日本留学推進課の所掌に属するものを除く。）、業務の実施方法の改善に関する調整及び調査研究に関すること。

イ 機構の留学生支援事業に係る業務の将来推計等に関すること。

ウ 機構の業務に係る国際交流に関する取りまとめに関すること。

エ 機構の海外拠点に関すること。

オ 留学生支援に関する地域との連携及び国際交流等に関する国の機関、独立行政法人その他の関係機関との連携及び連絡調整（日本留学推進課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

カ この部の他の課の所掌に属さない事務に関すること。

(2) 日本留学推進課

ア 日本へ留学する者の獲得のための方策の企画立案及び推進に関すること。

イ 日本へ留学する者の獲得のための方策に関する情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。

ウ 日本へ留学する者の獲得のための方策に関する国の機関、独立行政法人その他の関係機関との連携及び連絡調整に関すること。

(3) 国際奨学課

ア 留学生受入れ促進プログラム及び高度外国人材育成課程履修支援制度に関すること。

イ 国費外国人留学生の選考における審査事務に関すること。

ウ 国費外国人留学生に対する学資の支給の実施に関すること。

エ 留学生等に対する卒業・修了後の支援に関すること。

オ 借り上げ宿舍支援事業等の実施に関すること。

(4) 海外留学支援課

ア 海外留学支援制度における協定受入に関すること。

イ 海外留学支援制度における協定派遣，学部学位取得型及び大学院学位取得型に関すること。

(5) 国際交流事業課

ア 東京国際交流館の管理運営及び兵庫国際交流会館の管理運営（日本語教育センターの所掌に属するものを除く。）に関すること。

イ 東京国際交流館及び兵庫国際交流会館における国際交流の拠点としての交流事業等の企画及び実施に関すること。

ウ 留学生等と日本人学生等との交流事業（日本語教育センターの所掌に属するものを除く。）の実施に関すること。

(6) 留学試験課

ア 日本留学試験に係る将来推計等に関すること。

イ 試験問題の作成その他日本留学試験の実施に関すること。

ウ 日本留学試験に関する大学等関係機関との連絡調整に関すること。

エ 日本留学試験に関する国外における広報に関すること。

(7) 留学情報課

ア 日本への留学に係る，情報の調査，収集及び提供（日本留学推進課の所掌に属するものを除く。）並びに相談に関すること。

イ 海外への留学に係る，情報の調査，収集及び提供並びに相談に関すること。

ウ 留学説明会（海外拠点における日本留学説明会を含む。）の実施に関すること。

エ 海外留学関係機関との連絡調整に関すること。

オ 外国政府等が日本から海外に留学する者に対して支給する奨学金に係る募集及び選考に関すること。

（学生生活部）

第15条 学生生活部は，学生生活支援に係る業務の実施方法に関すること，学生生活に関する情報の収集及び提供に関すること，大学等における学生相談に係る支援に関すること，学生等の就職及び進路に関すること，学生生活支援に関する大学等の教職員の研修に関すること，障害のある学生等に対する支援に関することその他の学生生活支援関係事務の処理を分掌する。

2 学生生活部に次の2課を置き，部の事務をそれぞれ次のように分掌させるものとする。

(1) 学生支援企画課

ア 機構における学生生活支援に係る業務の実施方法等に関する調整及び調査研究に関すること。

イ 機構における学生生活支援に係る業務の将来推計等に関すること。

ウ 学生生活支援に関する情報の収集，整理，分析及び提供（障害学生支援課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

エ 学生生活調査の実施に関すること。

オ 学生等の旅客運賃割引証に関すること。

- カ 学生生活支援に関する関係機関との連携及び連絡調整に関すること。
- キ キャリア教育支援事業の実施に関すること。
- ク キャリア教育の支援方策に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- ケ キャリア教育支援に関する調査及び研究に関すること。
- コ キャリア教育支援に関する関係機関との連携及び連絡調整に関すること。
- サ この部の他の課の所掌に属さない事務に関すること。

(2) 障害学生支援課

- ア 障害のある学生等に対する支援事業等の実施に関すること。
- イ 障害のある学生等に対する支援方策に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- ウ 障害のある学生等に対する支援に関する調査及び研究に関すること。
- エ 障害のある学生等に対する支援に関する関係機関との連携及び連絡調整に関すること。

3 学生支援企画課にキャリア教育室を置き、前項第1号キからコまでの事務を分掌させるものとする。

第16条 削除

第17条 削除

(日本語教育センター)

第18条 日本語教育センターは、留学生等に対する日本語教育等の実施及び日本の大学等への進学指導に関すること、日本語教育等の実施に係る教育方法及び教材の開発等に関すること、留学生等と日本人学生等との交流事業の実施に関すること、校舎及び併設する学生寮等の管理運営その他の日本語学校関係事務並びに兵庫国際交流会館に係る業務委託に基づき実施する監督その他の関連事務を分掌する。

2 日本語教育センターに次の2つのセンターを置く。

- (1) 東京日本語教育センター
- (2) 大阪日本語教育センター

3 東京日本語教育センターに、次の2課を置き、センターの事務をそれぞれ次のように分掌させるものとする。

(1) 総務課

- ア 東京日本語教育センターの事業に関する戦略の企画立案、業務の実施方法の改善に関する調整、将来推計等に関すること。
- イ 事務所、校舎及び併設する学生寮等の施設管理及び修繕（総務部及び財務部の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- ウ 大阪日本語教育センターとの連絡調整に関すること。
- エ 東京日本語教育センターの他の課等の所掌に属さない事務に関すること。

(2) 学生課

- ア 東京日本語教育センターに係る広報，学生募集・選考に関すること。
 - イ 留学生の在籍管理に関すること。
 - ウ 留学生の奨学金に関すること。
 - エ 学生寮の運営に関すること。
 - オ 留学生等と日本人学生等との交流事業の実施に関すること（留学生事業部の所掌に属するものを除く。）。
 - カ 卒業生のネットワークに関すること。
 - キ 東京日本語教育センターで実施する式典等，行事に関すること。
- 4 東京日本語教育センターに教務を置き，留学生等に対する日本語教育等の実施及び日本の大学等への進学指導に関することを所掌させるものとする。
- 5 東京日本語教育センターにカリキュラム・教材研究開発室を置き，教育方法に係る調査研究及び教材の開発等に関することを分掌させるものとする。
- 6 東京日本語教育センターに遠隔教育推進室を置き，遠隔教育に関することを分掌させるものとする。
- 7 大阪日本語教育センターに，総務・学生課を置き，次の事務を所掌させるものとする。
- (1) 大阪日本語教育センターの事業に関する戦略の企画立案，業務の実施方法の改善に関する調整，将来推計等に関すること。
 - (2) 大阪日本語教育センターに係る広報，学生募集・選考に関すること。
 - (3) 留学生の在籍管理に関すること。
 - (4) 留学生の奨学金に関すること。
 - (5) 事務所，校舎及び併設する学生寮等の管理運営（総務部及び財務部の所掌に属するものを除く。）に関すること。
 - (6) 留学生等と日本人学生等との交流事業の実施に関すること（留学生事業部の所掌に属するものを除く。）。
 - (7) 卒業生のネットワークに関すること。
 - (8) 大阪日本語教育センターで実施する式典等，行事に関すること。
 - (9) 兵庫国際交流会館に係る業務委託に基づき実施する監督その他の関連事務
 - (10) このセンターの教務の所掌に属さない上記以外の事務に関すること。
- 8 大阪日本語教育センターに教務を置き，留学生等に対する日本語教育等の実施及び日本の大学等への進学指導に関することを所掌させるものとする。

第19条 削除

（支部）

第20条 機構に置く支部及びその所在地並びに担当区域は，別表のとおりとする。

- 2 各支部は，各担当区域における奨学金に関する法的処理（支払督促申立以降の事務。以下次項において単に「法的処理」という。）の実施，返還請求に関すること，奨学金に係る償却予定債権の選定に関することその他の各担当区域学生支援関係事務の処理を分掌する。
- 3 各支部は，前項の規定にかかわらず，業務量平準化の観点から必要に応じて，

他支部の担当区域における法的処理の実施及び返還請求に関する事務を処理することができる。

第4章の2 特別な組織

(検査室)

第20条の2 機構に、検査室を置く。

2 検査室は、機構の運営及び業務の実施に関する内部監査（業務監査、会計監査、奨学金に係る債権の自己査定に関する監査等）、会計監査人候補の選定及び同監査人との連絡調整、会計検査院との連絡調整、外部監査に関する連絡調整（資金管理課の所掌に属するものを除く。）、コンプライアンスの推進に関する業務及び契約監視委員会に関する業務の処理を分掌する。

3 検査室については、担当理事の命ずるところに従い、室長（第23条第1項の規定により置かれる職をいう。次条において同じ。）が、内部組織及び機構の特別な組織（第1項に規定するものを除く。）が所掌する事務について、前項に規定する所掌事務を処理する。

(市谷事務所再整備準備室)

第20条の3 機構に、市谷事務所再整備準備室を置く。

2 市谷事務所再整備準備室は、新たな事務所整備に係る要件整理（オフィスコンセプト等の策定）、設計（ゾーニング、プランニング、インテリアデザイン等の企画及び立案）及び積算、工事及び引越等の管理（契約、施工・進捗監理及び検査）、並びに関係機関との連絡調整等に関する業務を分掌する。

3 市谷事務所再整備準備室については、担当理事の命ずるところに従い、室長が、前項に規定する所掌事務を処理する。

(グローバル人材育成本部)

第20条の4 機構に、グローバル人材育成本部を置く。

2 グローバル人材育成本部は、グローバル人材育成部を統括し、官民協働海外留学支援制度に係る企画立案及び運営に関する業務並びに同制度と連携して実施する日本人の海外留学に係る奨学金の給付に関する業務を分掌する。

3 グローバル人材育成本部については、理事長の命ずるところに従い、本部長（第23条第1項の規定により置かれる職をいう。）が統括する。

第4章の3 組織に共通する事務

(組織に共通する事務)

第20条の5 総合計画課、総務課、主計課、情報管理課、奨学事業総務課、基盤業務課、貸与・給付総務課、返還総務課、グローバル人材育成企画課、留学生事業計画課、学生支援企画課、東京日本語教育センター、検査室及び市谷事務所再整備準備室に、それぞれの所掌事務に加え、それぞれが置かれた部等（第6条及び第4章の2の規定により設置するものをいう。以下、本条において同じ。）の業務に関して、次の各号に掲げる事務を分掌させるものとする。

- (1) 機構の中期計画及び年度計画に掲げられた、部等の業務に係る事項の実施に係る執行管理に関すること。
- (2) 部等の業務に係る計画事項等の調査研究に関すること。
- (3) 部等の業務に係るリスク管理の総括に関すること。

第20条の6 課等（課、品質管理室、東京日本語教育センター、大阪日本語教育センター、検査室及び市谷事務所再整備準備室をいう。以下、本条において同じ。）に、次の各号に掲げる事務を分掌させるものとする。

- (1) 課等の所掌する規程、細則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 課等の所掌するマニュアル等の作成に関すること。
- (3) 課等の所掌する業務委託に関すること。

第5章 職

（特別な職）

第21条 機構に、必要に応じて参与を置く。

- 2 参与は、理事長が命ずるところに従い、機構の運営及び業務の実施に関する企画立案に参画するとともに、担当事務を分掌する内部組織及び特別な組織を指揮監督して当該事務を総括整理する。
- 3 機構に、必要に応じて審議役を置く。
- 4 審議役は、理事長が命ずるところに従い、担当事務を分掌する内部組織及び特別な組織を指揮監督して当該事務を総括整理する。

第21条の2 機構に情報化統括責任者（以下「CIO」という。）を置く。

- 2 CIOは、機構における業務運営に必要な情報化の推進に関する事項を統括する。
- 3 CIOは、情報に関する業務を担当する理事をもって充てる。

第21条の3 東京国際交流館及び兵庫国際交流会館に館長を置く。

- 2 館長は、理事長の命を受けて、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館の管理運営及び業務の実施に関する事項を統括する。
- 3 館長は、留学生に関する業務を担当する理事をもって充てる。
- 4 兵庫国際交流会館に、必要に応じて館長代理を置く。
- 5 館長代理は、館長を補佐し、館長が不在の場合には館長の職務を代行する。
- 6 兵庫国際交流会館に副館長を置く。
- 7 副館長は、館長を補佐するため、担当事務を処理する。

（研究員）

第22条 機構の内部組織及び特別な組織に、必要に応じて研究員を置く。

- 2 研究員は、理事長の定めるところに従い、機構の業務に関する重要部門について専門的学術的な調査研究に従事する。
- 3 研究員は、必要に応じて、理事長の命ずるところに従い、その置かれた内部組織及び特別な組織の長を補佐するため、当該内部組織及び特別な組織の分掌事務を整理し又はその処理にあたるものとする。

- 4 研究員は、担当事項に関する調査研究に従事する機構の外部の者をもって充てることができるものとする。

(部等の長等)

第23条 部、日本語教育センター、検査室、市谷事務所再整備準備室及びグローバル人材育成本部（以下「部等」という。）に、それぞれ部長、センター長、室長及び本部長を置く。

- 2 前項の規定により置かれる各内部組織の長及び各特別な組織の長は、それぞれ上司の命を受けて、その内部組織又は特別な組織を統括し、その所掌事務を処理する。
- 3 グローバル人材育成本部に本部長代理を置く。
- 4 前項の本部長代理は、本部長を補佐し、本部長が不在の場合には本部長の職務を代行するとともに、理事長の命ずるところに従い、グローバル人材育成事業に関する政策及び企画をつかさどる。
- 5 グローバル人材育成本部長及び本部長代理は、理事長が命ずる担当理事をもって充てる。
- 6 部等に、必要に応じて、副部長及び次長を置く。
- 7 副部長は、上司の命ずるところに従い、当該部等の分掌事務を指揮監督し、総括整理する。
- 8 次長は、当該部等の長を補佐するため、当該部等の分掌事務を総括整理し、その処理にあたる。

(課等の長)

第24条 課、寄附金室、施設整備推進室、品質管理室、キャリア教育室、東京日本語教育センター、カリキュラム・教材研究開発室、遠隔教育推進室及び大阪日本語教育センター（以下「課等」という。）に、それぞれ課長、室長及びセンター長を置く。

- 2 課等の長は、それぞれ上司の命を受けて、その内部組織を統括し、その所掌事務を処理する。

(財務戦略監、情報戦略監、戦略監、国際渉外調整監及び主幹等)

第25条 財務部に、必要に応じて、財務戦略監を置く。

- 2 情報部に、必要に応じて、情報戦略監を置く。
- 3 奨学事業戦略課に、必要に応じて、戦略監を置く。
- 4 留学生事業計画課に、必要に応じて、国際渉外調整監を置く。
- 5 課等に、必要に応じて、主幹、調査役、課長補佐、室長補佐、主査及び専門員を置く。
- 6 財務戦略監は、理事長の命ずるところに従い、当該部の分掌事務を整理し、又は担当事務を処理する。
- 7 情報戦略監は、理事長の命ずるところに従い、当該部の分掌事務を整理し、又は担当事務を処理する。
- 8 戦略監は、理事長の命ずるところに従い、当該課の分掌事務を整理し、又は

担当事務を処理する。

- 9 国際渉外調整監は、理事長の命ずるところに従い、主に外国の関係機関等との連携及び連絡調整にあたる。
- 10 主幹は、上司の命ずるところに従い、上司を補佐するため、当該課等の分掌事務を整理し、又は担当事務を処理する。
- 11 調査役は、上司の命ずるところに従い、当該課等の分掌事務に係る重要事項を処理する。
- 12 課長補佐、室長補佐及び主査は、課等の長を補佐するため、当該課等の分掌事務を整理し、その処理にあたる。
- 13 専門員は、課等の長の命ずるところに従い、当該課等の分掌事務の処理にあたる。
- 14 財務戦略監、情報戦略監、戦略監の主たる担当事項は、理事長が定める。
- 15 主幹、調査役、課長補佐、室長補佐、主査又は専門員が複数置かれる場合の担当事項は、当該課等の長等が定める。
- 16 第5項、第10項から第13項まで及び前項の規定は、検査室及び市谷事務所再整備準備室について準用する。

(日本語教育センター副センター長等)

第26条 日本語教育センターに、必要に応じて副センター長を置く。

- 2 前項の副センター長は、センター長を補佐するため、日本語教育センターの事務の処理にあたる。
- 3 東京日本語教育センター及び大阪日本語教育センターに、副センター長、必要に応じて、教務主幹、主幹補佐及び主任教員を置く。
- 4 カリキュラム・教材研究開発室に、室長及び研究主任を置く。
- 5 第3項の副センター長、教務主幹、主幹補佐及び主任教員並びに前項の室長及び研究主任の担当事項は、日本語教育センター長が定めることとし、当該教務主幹、主幹補佐、主任教員及び研究主任については、当該担当事項を表示する名称をあわせて定めるものとする。

(支部の長等)

第27条 各支部に支部長を置く。

- 2 支部長は、支部を統括し、その所掌事務を処理する。
- 3 支部に副支部長を置くことができる。
- 4 副支部長は、支部長の命ずるところに従い、支部長を補佐するため、当該支部の分掌事務を整理するとともに、担当事務を処理する。
- 5 支部に主幹、調査役及び主査を置くことができる。
- 6 支部の主幹、調査役及び主査は、支部長の命ずるところに従い、支部長を補佐するため、担当事務を処理する。

第6章 課等及び支部に置く職及び組織等
(係等)

第28条 課等に、分掌事務の処理のための必要に応じて、係を設置し、専門職員を置くものとする。

2 係には係長を置く。

3 係長は、課等の長を補佐して、担当事務の処理にあたる。

4 専門職員は、課等の長の命ずるところに従い、担当事務の処理にあたる。

5 分掌事務の決定は、当該課等が設置される部等の長が、第1項の必要性のほか、第2条の趣旨、人事、予算及び中期計画等その他の事項を適切に勘案し、理事長の承認を得て行うものとする。

6 前5項の規定は、検査室及び市谷事務所再整備準備室について準用する。

(支部の担当)

第29条 各支部の支部長は、分掌事務の処理のための必要に応じて、各所属職員の担当を定める。

2 前項の担当を定めるに当たっては、原則として、各担当に係長に相当する職員を1名充て、支部長を補佐して、担当事務の処理にあたらせるものとする。

3 第1項の担当の決定は、第1項の必要性のほか、第2条の趣旨、人事、予算及び中期計画等その他の事項を適切に勘案し、理事長の承認を得て行うものとする。

第7章 委員会

(委員会)

第30条 機構に、必要に応じて理事長の定めるところにより委員会を置く。

第8章 雑則

(組織編成の特例)

第31条 第4章から第6章までの規定により定める各内部組織及び各特別な組織等の事務分掌及び職の設置及び職務については、特に必要がある場合においては、理事長が一時的にこれと異なる事務分掌を定め、職を設置し又は職に職務を命ずることがあるものとする。

2 前項の規定に基づく特命の事務分掌、特命の職又は職務は、この規程の相当する規定に基づく事務分掌、職又は職務とみなす。

(雑則)

第32条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第44号)

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第10号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成17年規程第27号） 抄
（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第2項、第4項、第6項、第8項、第9項、第11項、第14項及び第15項の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第4号）
この規程は、平成18年3月24日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第10号） 抄
（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第15号）
この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成18年規程第17号） 抄
（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成19年規程第10号） 抄
（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成19年規程第12号）
この規程は、平成19年4月4日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成19年規程第15号）
この規程は、平成19年6月19日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成20年規程第2号）
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成20年規程第17号）
この規程は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成20年規程第25号） 抄
（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年11月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成20年規程第26号） 抄
（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第16号） 抄
（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第26号） 抄
（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年5月14日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成21年規程第35号）
（施行期日）
この規程は、平成21年 8 月 1 日から施行する。
- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第10号） 抄
（施行期日）
- 1 この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成22年規程第27号） 抄
（施行期日）
- 1 この規程は、平成22年 8 月 1 日から施行する。
- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成23年規程第 1 号） 抄
（施行期日）
- 1 この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成24年規程第 5 号） 抄
（施行期日）
- 1 この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成25年規程第 8 号） 抄
（施行期日）
- 1 この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第13号） 抄
（施行期日）
- 1 この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第21号）
この規程は、平成26年 7 月22日から施行する。
- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成26年規程第26号） 抄
（施行期日）
- 1 この規程は、平成26年11月 4 日から施行する。
- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第21号） 抄
（施行期日）
- 1 この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第18号） 抄
（施行期日）
- 1 この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第21号） 抄
（施行期日）
- 1 この規程は、平成28年 7 月 1 日から施行する。
- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第11号） 抄
（施行期日）
- 1 この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第12号） 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第20号）

この規程は、平成29年5月23日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第18号）

この規程中第1条、第3条及び第4条の規定は平成30年4月1日から、第2条、第5条及び第6条の規定は平成30年4月2日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成30年規程第28号）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成31年規程第14号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和元年規程第4号）

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和元年規程第14号）

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第12号） 抄

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第21号）

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和3年規程第5号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和3年規程第12号）

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和3年規程第16号）

この規程は、令和3年8月3日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和4年規程第2号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和4年規程第27号）

この規程は、令和4年11月28日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和5年規程第5号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和6年規程第11号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和7年規程第21号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

支部（第20条第1項関係）

支 部 名	所 在 地	担 当 区 域
北海道支部	北海道札幌市	北海道
東北支部	宮城県仙台市	青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県
関東甲信越支部	東京都目黒区	茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，新潟県，長野県，山梨県
東海北陸支部	愛知県名古屋市	富山県，石川県，福井県，静岡県，岐阜県，愛知県，三重県
近畿支部	大阪府大阪市	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県
中国四国支部	広島県広島市	鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県，徳島県，香川県，愛媛県，高知県
九州支部	福岡県福岡市	福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県